

整理番号	経-法不-8
------	--------

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部計量検査所 (06-6577-5888)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	検定証印等の除去
概要	計量法の規定により、取引や証明に使用される特定計量器（はかり）が、定期検査においてに合格しなかった場合は、当該特定計量器の検定証印等を除去すると定めています。 また、取引や証明に使用される特定計量器が、立入検査等において技術上の基準に適合しない等が判明した場合には、当該特定計量器の所有者に理由を告知した上で、当該特定計量器の検定証印等を除去することができますと定めています。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計量法第24条第3項、第151条第1項・第4項、第154条第1項・第3項</li> <li>・行政手続法第8条第1項</li> </ul>
処分基準	<p>（計量法第24条〔定期検査済証印等〕）第3項 3 定期検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。</p> <p>（計量法第151条〔検定証印等の除去〕）第1項・第4項 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第百四十八条（立入検査）第一項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器を検査させた場合において、その特定計量器が次の各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。</li> <li>二 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えること。</li> <li>三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器にあっては、検定証印等がその有効期間を経過していること。</li> </ul> <p>－第2項、第3項略－</p> <p>4 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第一項の規定による処分をするときは、その特定計量器の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。</p> <p>（計量法第154条〔立入検査によらない検定証印等の除去〕）第1項・第3項 第百五十一条第一項に規定する場合のほか、経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、政令で定める特定計量器であって取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものが同項各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。</p> <p>－第2項略－</p> <p>3 第百五十一条第二項から第四項までの規定は第一項の場合に、同条第四項及び第百五十二条第二項の規定は前項の場合に準用する。この場合において、第百五十一条第四項中「理由」とあるのは、「時期及び理由」と読み替えるものとする。</p> <p>・検査基準及び検査方法については、「特定計量器検定検査規則」（第44条～47条・第211条～第214条の2・第299条～第302条）で定められています。</p>
ホームページ	
備考	